

報道関係者各位

令和7年 3月31日

舞鶴市指定文化財を新たに3件指定

下記の文化財3件を新たに舞鶴市指定文化財として指定し、令和7年3月31日付で指定の告示をおこないました。

	区 分	名 称 及 び 員 数	所有者等
1	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像 1軀	宗教法人千手院
2	彫刻	木造 毘沙門天立像 1軀	高橋 紀夫
3	絵画	桂林寺本堂障壁画 鈴木南嶺筆 6面	宗教法人桂林寺

【指定にいたる経緯】

- (1) 令和7年1月31日(金)、市長が市文化財保護審議会(加藤晃会長)に対して文化財指定について諮問
- (2) 3月18日(火)、市文化財保護審議会の審議・議決を経て、加藤会長から市長へ3件の有形文化財美術工芸品について指定を適当とする旨、答申。
- (3) 3月31日(月)文化財に指定。
- (4) 指定文化財の詳細については別紙のとおり。

今回の指定により、舞鶴市指定文化財の件数は126件となります。市内にある国指定・登録文化財は45件、京都府指定・登録・暫定登録文化財数は89件、市指定文化財を合わせた総数は260件となります。



SDGs未来都市

舞鶴市 生涯学習部 文化振興課(担当:松本)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1019、FAX:0773-62-9891(内線1230)
E-mail:bunka@city.maizuru.lg.jp